

第 100 号議案令和 2 年度岐阜市一般会計補正予算（第 9 号）  
に対する修正に関する決議

令和 2 年度岐阜市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、第 3 款民生費、第 6 項市民協働推進費、第 1 目市民協働推進費中の公民館建設費における長良公民館の工事費の減額 8,462 万 2,000 円及びプールを廃止することに伴う新たな公民館実施設計費 360 万 5,000 円並びに第 10 款教育費、第 2 項小学校費、第 3 目小学校建設費中の校舎改築の工事費の減額 1 億 919 万円及び学校集会室の実実施設計費 89 万 5,000 円、第 2 表 債務負担行為の補正中、長良小学校及び長良公民館改築実施設計業務委託費の限度額 1,050 万円の追加並びに長良小学校プール及び長良公民館改築工事費の限度額 2 億 8,497 万円の廃止、第 3 表 地方債の補正中、小中学校建設事業費の限度額 1,610 万円の減額、これらはいずれも長良小学校敷地内に予定されるプール及び公民館建設の入札不調に端を発したプール整備の取りやめ及び公民館建設に係る予算であり、それに対する修正について、本市議会の意思を明確にするため、下記事項を決議する。

記

- 1 本件は既に 3 月定例会での議決に基づき入札業務に移行しており、その上での入札不調を契機とした補正予算の計上であるが、この間に十分な議論が尽くされたとは言い難い。その状況に鑑みて修正するものであり、この修正によって拙速に予算の執行に立ち返るものではない。また、当局が示した周辺の民間プールの活用を含めた今後の学校プールの在り方についても十分な議論を重ね、議会に報告することを求める。

以上 決議する。

令和 2 年 9 月 24 日

岐 阜 市 議 会